

令和6年4月商業登記規則改正による

『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅰ・Ⅱ』の修正

令和6年4月、商業登記規則が改正され、代表取締役等の住所の非表示措置の制度が導入されました。また、この制度についての通達が、令和6年7月26日に発出されました（令6.7.26民商116）。この改正の施行は令和6年10月1日であり、令和7年度司法書士試験から出題範囲になりますので、『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅰ・Ⅱ』について、以下の追加をお願いいたします。

		修正前	修正後
会社法・商法・ 商業登記法Ⅰ 【第3版】	P377 ／15行目の下	<u>追加</u>	※後記◆◆1◆◆を <u>追加</u>
会社法・商法・ 商業登記法Ⅱ 【第3版】	P614 ／下から12行目	③住所非表示措置 の申出、旧氏の記録の申出（上記①のオンラインによる登記申請と同時にする場合に限ります。商登規101条1項1の2号）	③住所非表示措置の申出、旧氏の記録の申出、 <u>代表取締役等の住所の非表示措置の申出</u> （上記①のオンラインによる登記申請と同時にする場合に限ります。商登規101条1項1の2号）

## ◆◆1◆◆

### ※代表取締役等の住所の非表示措置

#### ■意義

申出を受けて、登記事項証明書等に代表取締役等の住所を行政区画以外は記載しない措置をとる制度（商登規31条の3第1項柱書）

#### ■対象

株式会社（令6.7.26民商116）の以下の者

- ①代表取締役（商登規31条の3第1項柱書）
- ②代表執行役（商登規31条の3第1項柱書）
- ③代表清算人（商登規31条の3第1項柱書）

#### ■要件

##### ①登記申請と同時に申し出ること

この申出は、以下の登記などの申請と同時にする場合に限りすることができます（商登規31条の3第1項柱書）。

- ・設立の登記
- ・代表取締役・代表執行役の就任の登記（重任の登記も含む〔令6.7.26民商116〕）
- ・代表取締役・代表執行役の住所の変更の登記
- ・清算人の登記
- ・代表清算人の就任の登記
- ・代表清算人の住所の変更の登記
- ・本店の管轄外移転の新所在地における登記

\*これらの登記をする場合であれば、代表取締役等の住所に変更がない場合でも、申出をすることができます。

##### ②所定の書面を添付すること

i 上場会社以外の株式会社の場合（商登規31条の3第1項1号）

→ 以下の書面

- ・株式会社の本店所在場所における実在性を証する書面

具体的には、併せて行う登記申請を受任した資格者代理人がその株式会社の本店がその所在場所において実在することを確認した結果を記載した書面（資格者代理人が原則として職印で押印する必要あり〔令6.7.26民商116〕）、または、株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在

場所に宛てて配達証明郵便等により送付されたことを証する書面が当たりません。

・ **代表取締役等の氏名及び住所が記載されている市町村長等による証明書**

具体的には、住民票の写し、運転免許証の写しが当たります。

ただし、登記の申請書に上記の証明書（ex. 住民票の写し）を添付している場合は不要です。

・ **株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面**

具体的には、併せて行う登記申請を受任した資格者代理人が法令に基づく確認の結果を記載した書面が当たります。

ii 上場会社である株式会社の場合（商登規31条の3第1項3号）

→ **株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面**

具体的には、その株式会社の上場についての情報が掲載された金融商品取引所のウェブサイトのページの写しが当たります（令6.7.26民商116）。

## ■措置の終了

以下のような場合には、登記官が職権で当該措置を終了させます。

- ・株式会社から当該措置を希望しない旨の申出があった場合（商登規31条の3第4項1号）

この申出書または代理人によって申出をする場合の委任状に、代表取締役等が登記所届出印で押印する必要があります（商登規31条の3第5項）。

この申出は、登記申請と同時に必要はなく、単独で行うことができます。

- ・当該株式会社が本店所在場所に実在しないことが認められた場合（商登規31条の3第4項2号）

本店が架空であった場合などが当たります。本店に宛てた郵便物が宛所不明により不達となったときなどに発覚します。

令和6年4月商業登記規則改正による

【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅰ・Ⅱ』の修正

\* 登記事項証明書等の表示（令6.7.26 民商116）

役員に関する事項	取締役	<u>A</u>	令和5年6月30日就任
			令和5年7月5日登記
	取締役	A	令和7年6月28日重任
			令和7年7月3日登記
	取締役	<u>B</u>	令和5年6月30日就任
			令和5年7月5日登記
	取締役	B	令和7年6月28日重任
			令和7年7月3日登記
	東京都新宿区新宿一丁目2番2号		令和5年6月30日就任
	代表取締役	<u>A</u>	令和5年7月5日登記
	東京都新宿区		令和7年6月28日重任
	代表取締役	A	令和7年7月3日登記
	東京都新宿区新宿二丁目2番2号		令和6年6月28日就任
	代表取締役	<u>B</u>	令和6年7月3日登記
東京都新宿区新宿二丁目2番2号		令和7年6月28日重任	
代表取締役	B	令和7年7月3日登記	